

# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年10月30日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

## 記

1. 公示件名：ウズベキスタン国運輸セクター情報収集・確認調査  
【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：ウズベキスタン国運輸セクター情報収集・確認調査  
【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：24a00718

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年10月30日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ウズベキスタン国運輸セクター情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：  
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2024年12月～2025年10月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

## (5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

## 2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口  
国際協力調達部 契約推進第一課/第二課  
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部  
ウズベキスタン事務所

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2024年11月5日 中
2	企画競争説明書に対する質問	2024年11月6日 12時
3	質問への回答	2024年11月11日
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年11月15日 12時
5	プレゼンテーション	2024年11月21日 14時～16時
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2024年11月28日 10時30分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 3. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年10月追記版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全て

の社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・ 第 3 章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

#### 5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記 2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/judS9gPHNf>

注 1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記 2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

#### 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記 2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル及びプレゼンテーション資料

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（2）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（1）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてからメールで e-koji@jica. go. jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（2）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3) 別提案書（第3章4.（1）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

### (2) 評価方法

#### 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### 2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

##### ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：最低見積価格／それ以外の者の価格×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

\*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

#### （3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

### 8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

### 9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 調査の背景・経緯

ウズベキスタン共和国（以下「ウズベキスタン」という。）は、2021年以降5%を超える実質GDP成長率を記録しており、今後も2025年にかけて同程度の水準での経済成長が見込まれている（国際通貨基金、2024）。アジア開発銀行（以下「ADB」という。）はウズベキスタンの物流について、順調な経済成長による物流増加に伴いインフラ整備の重要性が高まっているほか、二重内陸国という性質上、社会経済の発展のためには陸上交通の発展が特に重要であると指摘している。また、ウズベキスタンの運輸セクターは既存のインフラの老朽化等が課題となっていると指摘されているほか（ADB、2022）、国内の主要幹線道路が自然災害で度々通行止めになるなど、運輸交通インフラの改善は重要な課題となっている。

そうした中でウズベキスタンは、国家開発戦略として「Uzbekistan 2030 Strategy」を定め、「持続可能な経済成長を通じた国民の福祉の向上」を優先分野に設定し、同目標の実現のために運輸セクターの環境改善に取り組むことを目指している。具体的には、道路の新規建設・補修（56,000km）、鉄道の電化率向上（65%）等の目標が掲げられている（Development Strategy Center、2024）。

現在、ウズベキスタンと接続する国際物流網の環境は大きな転換点にある。これまで、国際貨物の多くはロシアおよびカザフスタンを経由して欧州、中国と接続してきたが、近年、ロシアを経由しないカスピ海ルート（中央回廊）を整備する動き、中国・キルギス・ウズベキスタン鉄道（CKU 鉄道）を新規に建設する国家間合意の成立、南部スルハンダリア州テルメズ市からアフガニスタンを経由してパキスタンのカラチ港に繋がる南部回廊の長距離コンテナ輸送の活発化、国境を接する周辺国との物流で課題となっていたキルギスとタジキスタンの国境線の画定に向けた進捗など、二重内陸国のボトルネックを解消し、陸上物流のハブとなり得る具体的な動きが出ている。

このような国際物流を巡る周辺国での新しい流れを視野に入れつつ、新しい国際物

流網へのフィーダーを整備することで、これまで経済成長の恩恵を十分に受けてこなかった地方部の物流活性化に繋がり、ひいては国全体の経済成長の底上げを実現できる可能性がある。

これまで JICA 及び日本政府は、ウズベキスタンの運輸セクターへの支援として、円借款「カルシ-テルメズ鉄道電化事業」（2012 年度承諾）等を通じて鉄道インフラの整備に貢献してきたほか、円借款「地方 3 空港近代化事業」（1996 年度承諾）等を通じて空港インフラの整備に貢献してきた。近年では、個別専門家「交通安全促進アドバイザー」（2023 年度派遣開始）を通じてウズベキスタンの道路交通の安全性向上に寄与しているほか、無償資金協力「経済社会開発計画」（2018 年度 E/N 交換）を通じて道路整備機材を供与することで、道路インフラの改善に貢献してきた。今後は、経済成長に伴う交通需要の一層の増加への対応と周辺国との連結性強化の流れに貢献していくため、道路・橋梁、鉄道、道路防災などの運輸交通インフラ整備の支援の方向性を確認する必要がある。

## 第 2 条 調査の目的と範囲

### （1）調査の目的

本調査では、当国の道路・橋梁、鉄道、道路防災等の運輸交通インフラの整備計画等に関する情報を収集・整理・分析するとともに、今後の交通需要を分析する。これにより、JICA による将来の支援候補案件（主に円借款事業を想定）を形成するための情報収集・分析を行う。なお、本調査において「運輸交通インフラ」は、上記のとおり主に道路・橋梁、鉄道、道路防災の 3 分野のインフラのことを指す。

### （2）調査の範囲

本調査は、「第 2 条（1）調査の目的」を達成するために「第 5 条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第 6 条 調査の内容」に示す調査を行い、調査の進捗に応じ「第 7 条 報告書等」に記載の報告書等を作成し、JICA 及びウズベキスタン政府へ説明・協議を行うものである。

## 第 3 条 調査の対象地域

本調査はウズベキスタン全域を調査対象サイトとする。

## 第 4 条 関係機関

想定される関係省庁・実施機関は以下のとおり。

Ministry of Transport （運輸省）

The Committee for Roads （道路委員会）

Uzbekistan Railways（ウズベキスタン国営鉄道）  
Ministry of Emergency（非常事態省）  
Ministry of Economy and Finance（経済・財務省）  
Ministry of Investments Industry and Trade（投資・産業・貿易省）  
調査対象地の各州政府

## 第5条 調査実施方針及び留意事項

### （1）本調査の位置付け・実施方針

本調査は、ウズベキスタン全体の経済発展の見通しを踏まえ、道路・橋梁、鉄道、道路防災等の運輸交通インフラの整備計画等に関する情報を収集・整理・分析するとともに、今後の交通需要を分析することで、JICAによる将来の支援の方向性や候補案件（円借款事業を想定する）を特定し、今後の案件化に向けた基礎情報と共に整理するもの。

### （2）ウズベキスタン政府の動向を踏まえた検討

優先的に形成に取り組む事業を検討するにあたっては、ウズベキスタンの関係省庁・実施機関が想定している今後の投資計画や毎年の予算規模、他ドナーの着手・検討状況、JICAの円借款事業の標準的なスケジュールなどを考慮しつつ、実現性の高い候補案件を検討すること。また、ウズベキスタンの運輸交通インフラの整備に関するマスタープラン等を入手した場合、本調査結果に同内容を可能な限り反映すること。

なお、本調査で想定するウズベキスタン政府の関係省庁・機関は第4条のとおりだが、これに限らず関連する関係省庁とは積極的にコミュニケーションを取り、情報を収集すること。また、調査を実施するにあたりウズベキスタン政府関係機関の意向をヒアリングするほか、インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートなどのタイミングで、JICAの事前確認のもと、ウズベキスタン政府関係機関に対し報告・確認を行うこと。

### （3）周辺国との連結性

交通ネットワークの強化のためには、国内のみならず周辺国との連結性強化も重要であることから、国内の物流に影響を与える可能性の高い周辺国の主要な交通インフラの整備状況や方針を確認する。その際、カスピ海ルート（特にカザフスタン）、CKU 鉄道（特にキルギス）、南部回廊（特にアフガニスタン）、キルギスとタジキスタンの国境線確定、中央アジア地域経済協力（CAREC）などの新規大型インフラの

整備計画や国際的な枠組みに留意し、域内の連結性向上に向けた取組みの進捗状況等を整理する。

なお、情報収集にあたっては、周辺国の主要な交通インフラの整備状況に関する文献調査やオンラインヒアリングを想定しており、周辺国への渡航は想定していない。周辺国へのオンラインヒアリングを行う必要がある場合は、JICAから関係者の情報等を提供することは想定していないことから、アポイントメント等取り付けは受注者が行うこととする。

#### （４）重点的に調査する分野

本調査は、道路・橋梁、鉄道、道路防災等の運輸交通インフラの整備計画等に関する情報を収集・整理・分析することを想定している。ウズベキスタン政府は国営企業の民営化や、PPPによるインフラ整備を強く推進する方針であることを踏まえ、既にPPP等で事業を実施することが決定しているものについては本調査で詳細な検討は行わない。円借款案件に繋がる可能性が特に高いと考えられる事業にかかる調査を重点的に行うこととする。具体的には、地方道路の改修、都市部の立体交差の建設・改修、道路整備機材の導入、橋梁の架け替え・新設、鉄道整備工場の更新・新設、鉄道電化、鉄道信号システムの更新、道路の法面工事、などが考えられるが、これに限らず幅広く案件形成の可能性を模索する。

また本調査は、必ずしも新設の道路・橋梁、鉄道の整備のみを候補事業とすることは想定していない。ウズベキスタンでは既存道路の拡幅や改良、既存橋梁の架替、既存鉄道路線の改良等の需要が大きいと考えられるため、こうした既存インフラの改修事業も候補事業として検討を行う。また、フェルガナ盆地内における3州とキルギス（ジャララバード、オシュ、バトケン各州）、タジキスタン（ソグド州）との商品作物の国際物流に資する連結性の強化は、経済成長の制約が大きい両国の農業セクターの高付加価値化に与える貢献が期待できることから優先度を置いて調査する。

#### （５）PPP事業の情報収集

PPP方式にて整備が検討されている運輸交通インフラの整備事業を整理し、現状と今後の課題をレビューする。また、PPP方式での事業投資を検討する民間企業や、PPP庁等の関係政府機関にもヒアリングを実施した上で、今後の整備計画や見通しをまとめ、ソブリンによる運輸交通インフラの整備事業との棲み分けを明確化する。

#### （６）本邦技術活用可能性の検討

ウズベキスタンの運輸交通インフラの整備における工事機材や工法等について、本邦企業に優位性がある技術について把握し、本邦技術を適用することによる経済性の

向上、工期短縮、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの期待される効果を幅広く検討する。この際、優位性がある技術を持つ本邦企業に対して、新規の円借款事業を形成することにより新たにウズベキスタンに進出する意思や可能性についても、合わせて幅広く調査を行う。

また、ウズベキスタン国内の建設技術及び維持管理技術の両面における技術水準についても整理を行う。

検討の結果、活用可能性が見込まれる本邦技術の提言を行うほか、具体的な案件のパッケージを提案する。その際、本邦技術活用条件（STEP）の適用可否についても先方政府の意向を確認しつつ具体的な提言を行う。

#### （7）優先事業の概算事業費の確認

優先事業に係る情報収集・分析において、ウズベキスタン国内における事業費積算の考え方及び積算の前提条件を確認すると共に、事業費の変動リスクの分析を行った上で、調査中に得られた情報に基づいて円借款事業として実施する場合の概算事業費の推定を行う。更に、今後の事業化プロセスにおいてウズベキスタン政府関係機関が事業費積算の前提を確認できるようにする。

#### （8）環境社会配慮

ウズベキスタンの環境社会配慮制度・許認可等に関連する機関の情報収集・確認を行い、必要な環境許認可の整理や、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」

（2022年1月公布）との整合性を確認する。

ショートリスト作成段階においては、事業検討地の環境・社会状況（土地利用、自然環境、住民移転・用地取得の必要性やおおよその規模等）の調査を行う。優先事業の情報収集の際には、事業により影響を受ける世帯数、用地取得規模を確認し、環境社会に対する影響を最小化、軽減、緩和するための対策を検討する。また、現地調査においては、女性や子ども等社会的弱者への配慮の必要性を調査する。なお、環境社会配慮調査においては、現地再委託を認めるものとする。

#### （9）環境負荷軽減及び気候変動対策の検討

現地調査及び候補事業の検討にあたって、交通渋滞や大気汚染といった環境負荷軽減に貢献する対策の検討や、気候変動対策（緩和策、適応策）について検討を行う。その際、パリ協定におけるNDC（Nationally Determined Contributions）との整合性を確認する。

## (10) ジェンダー主流化

「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き」(2023年1月公布)に則り、ジェンダー主流化を検討する。具体的には、ウズベキスタンの運輸交通分野における主なジェンダー課題とその要因を分析するほか、優先事業を検討する際には、ジェンダー課題の解決に向けた取組案・計画や、ジェンダー指標も合わせて検討を行う。

## (11) DX 活用の検討

情報報収集・設計・施工・維持管理段階における DX 活用の可能性について検討を行うこと。本調査においては、建設分野における生産性向上の観点から、建設における ICT 技術の活用が期待されており、優先事業における、Construction Information Management (CIM) 又は Building Information Management (BIM) の導入について検討を行う。

## (12) 安全対策

ウズベキスタンへの渡航においては、ラマダンの時期を避けた渡航計画とする。また、各調査対象サイトへの渡航にあたっては、関係機関等を通じて事前に治安状況を確認し、最新の治安情報を把握する。

## (13) 不正腐敗防止対策

過去に「カルシ-テルメズ鉄道電化事業」で不正事案が発生したことをふまえ、「不正腐敗防止ガイドンス」等を参考に、本体事業で取るべき不正腐敗防止のための対策を予め検討すること。

## 第6条 調査の内容

### (1) 業務計画書の作成・提出

業務計画書を共通仕様書第6条に従い作成し、JICA に提出する。

### (2) 事前準備(国内作業)及びインセプション・レポートの作成・説明・協議

①既存調査報告書、ウズベキスタン国内外の関連計画、統計データを整理・分析・検討し、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する<sup>2</sup>。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップし、調査の基本方針、方法、工程、手順等の検討を行う。

<sup>2</sup> 調査後の円借款の案件形成や実施監理に係る注意点を見据えた上で、ロシア語やウズベク語での情報収集等の業務を効率的に遂行するための具体的な調査方針・計画等を、プロポーザルにて提案すること。

- ②上記①を取りまとめてインセプション・レポートを作成する。
- ③インセプション・レポートを JICA に説明・協議し、調査方針の基本的了解を得る。

### (3) ウズベキスタンの概況に係る情報の収集・整理

過去の調査結果および既存のデータを最大限活用した上で、以下の情報を収集・整理・分析する。

- ①ウズベキスタンの社会経済マクロ指標、貿易及び産業の動向を確認する。
- ②既存の交通量調査の結果等を踏まえ、ロングリスト（案）の案件に係る将来交通量を予測する。また、ショートリスト（案）の案件については、将来の交通需要に影響を与える統計データや計画等（例：人口調査統計、交通・物流網調査、産業立地・産業開発計画、土地利用計画、他交通モードの開発計画等）を収集・整理し、より詳細な将来の交通需要の分析を行う。
- ③ウズベキスタンの地形データ及び地図・地籍情報等を収集・整理し、運輸交通インフラ整備における構造形式等の検討に必要な地形・地図・地籍情報を分析する。
- ④運輸交通インフラの整備に関するウズベキスタンの省庁・実施機関について、組織の概要（業務の所掌、人数規模等）、インフラ整備に関する毎年の予算規模、他ドナーとの取組み実績等、案件形成に向けて必要な情報を収集・整理する。

### (4) ウズベキスタン及び周辺国の運輸交通インフラ開発計画に係る情報収集・整理と現状分析

本調査が想定している、道路・橋梁、鉄道、道路防災の3種の運輸交通インフラのそれぞれについて、以下の①～⑥の調査・分析を行う。

- ①運輸交通インフラ整備に係る関連法令及びマスタープラン等上位計画を入手・分析する。
- ②運輸ネットワークの整備方針について、情報収集・整理を行う。
- ③運輸交通インフラ開発事業の現状についての情報収集・整理を行う。特に、完工済み、建設中、計画中の既存インフラ整備事業・計画の現状や課題、ウズベキスタン政府自己資金による事業に加えて、PPP 事業との棲み分け、他ドナー（国際機関のほか、中国や韓国等による2国間援助を含む）の支援状況や支援計画にかかる情報を収集・整理する。
- ④運輸交通インフラに関連する工事機材や工法等について、本邦企業に優位性があり、適用することによる経済性の向上、工期短縮、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの効果が期待される本邦技術について情報収集・整理をする。ま

た、ウズベキスタン国内の技術水準や、本邦技術活用条件（STEP）の適用可否についても整理を行う。

⑤情報収集・設計・施工・維持管理段階における DX 活用事例等について情報収集・整理を行う。

⑥域内連結性を向上させる観点から、周辺国の運輸交通インフラ整備の現状及び今後の整備計画について情報収集・整理・分析を行い、ウズベキスタンの運輸交通インフラ開発計画との整合性を確認する。

#### （５）運輸交通インフラにおける資金協力候補事業のロングリスト（案）作成

（３）及び（４）の調査結果を踏まえ、我が国 ODA による支援可能性のある資金協力の候補事業を幅広く検討し、道路・橋梁、鉄道、道路防災の３分野についてそれぞれロングリスト（案）を作成する<sup>3</sup>。ロングリストの件数は、道路・橋梁で最大 30 件、鉄道で最大 15 件、防災で最大 15 件とする。ロングリスト（案）は、案件名、プロジェクトの場所（地図にて詳細を明示すること）、事業概要、おおよその実施期間、金額規模、実施機関、留意点等を記載し、JICA と協議を行う。なお、選定クライテリアには、路線の重要度（政策上の位置付け）、交通需要、経済的妥当性、自然環境への影響、社会環境への影響、本邦技術の適用可能性、二国間協力事業としての視認性、等を含めるものとする。

なお、世界銀行、ADB 等の他ドナー、及びウズベキスタン政府自己資金により実施中の事業はロングリストから除外するが、PPP が想定されている案件を含めて検討中のステータスである案件はロングリストの対象から排除しない。

#### （６）候補事業の絞り込み

①上記（５）で作成したそれぞれのロングリスト（案）から、以下の観点等を踏まえてスコアリングを行い、道路・橋梁、鉄道、道路防災のショートリスト（案）を策定する<sup>4</sup>。ショートリスト（案）の件数は、道路・橋梁で最大 10 件、鉄道で最大 5 件、防災で最大 5 件とする。

- ・課題に基づいた必要性（既存交通量調査及び交通需要予測結果等）
- ・開発事業効果（経済効果・交通量・旅行時間短縮等）
- ・開発計画との整合性（ウズベキスタンの各種政策、我が国の開発協力方針、SDGs との整合等）
- ・経済性の妥当性（既存概算事業費等）

<sup>3</sup> ロングリスト（案）絞り込み時の選定クライテリアについては、プロポーザルにて提案すること。

<sup>4</sup> ショートリスト（案）の絞り込み時の選定クライテリア及びスコアリング手法については、プロポーザルにて提案すること。その際、調査後の円借款の案件形成や、実施監理に係る注意点を見据えた上で、案件の具体的な絞り込み方法を提案すること。

- ・環境社会配慮の妥当性（社会環境・生活環境・自然環境への影響等）
- ・日本への裨益効果（本邦企業・現地日系企業による本体事業への参画、日本の外交・開発政策との整合性、ODAの広報効果が高い案件等）
- ・事業の懸念点や想定されるリスク（事業実施遅延のリスク、実施機関の能力等）
- ・ウズベキスタンの関係省庁・実施機関が想定している今後の投資計画や毎年の予算規模と、JICAの円借款事業の標準的なスケジュールや金額との整合性
- ・過去の日本の支援実績（道路整備機材等）との整合性や相乗効果
- ・上記を踏まえた実現可能性

②ショートリスト（案）は、上記（6）①の各観点でスコアリングした結果を踏まえ、候補案件を表に整理するほか、プロジェクトの場所を地図にて明示する。

#### （7）運輸セクターにおける技術協力候補の検討

調査対象地域の運輸セクターが抱える課題の解決や有償資金協力の開発効果最大化のために技術支援が必要かつ効果的・効率的と考えられる事項がある場合は、技術協力についても併せて提案する。なお、技術協力については、想定されるプロジェクト目標、成果項目、活動実施対象機関、活動内容、投入案等を提案する。

#### （8）インテリム・レポートの作成・協議

（2）～（7）までの調査結果をインテリム・レポートにまとめ、今後の調査方針につき、JICA及びウズベキスタン政府関係機関に説明・協議し、必要に応じて見直しを行う。また、インテリム・レポートの作成以降で詳細な検討対象とする事業について、JICAと協議の上、ウズベキスタン政府関係機関の意向を確認する。

#### （9）優先事業の具体化のための情報収集

（6）のスコアリング結果・点数や（8）のJICA及びウズベキスタン政府との協議を踏まえ、ショートリスト化された事業の中から特に優先度の高い事業について、道路・橋梁、鉄道、道路防災の3セクターで全5件を目安に選定する。それらの案件について案件計画会議等のJICAと日本政府の間で行われる協議に必要な情報収集・分析を行うことを念頭に、以下の項目を含む優先事業の具体化のために必要な事柄について調査を行う。

- ①運輸交通インフラの整備計画（衛星画像・地形情報の確認、既存の標準横断図や路線検討状況等の確認）
- ②地質自然条件調査（既存の自然条件地質調査結果の確認）
- ③概算事業費
- ④運営・維持管理体制（体制面・技術面・財務面）

- ⑤事業実施スケジュール
- ⑥事業の受益者（直接受益者及び最終受益者とおおよその人口）
- ⑦他 JICA 事業との関連や他機関との連携・役割分担や相乗効果等
- ⑧環境社会配慮と想定されるカテゴリ分類（用地取得、住民移転等の規模等）
- ⑨気候変動、DX 活用、HIV/エイズ等感染症対策、ジェンダー、参加型開発/障害配慮、社会システムや規範、人々の幸福（Human Wellbeing）、人権の視点において特筆すべき事項
- ⑩定量的効果（指標名、基準値、目標値、目標値の対象年、経済財務分析（EIRR や FIRR 等）等）及び定性的効果（その他の経済財務分析等）
- ⑪過去の類似案件の教訓と優先事業への適用
- ⑫事業実施の前提条件及び事業目的達成のための外部条件や留意点等
- ⑬交通需要。最も案件形成の可能性が高いと考えられる案件（1件）について、JICA および実施機関と相談の上、簡易な方式にて交通需要調査を行う。なお、交通需要調査については、現地再委託を認めるものとする。

（10）今後、想定される協力準備調査に関する調査計画案の検討・提言

上記（9）を踏まえ、優先度の高い候補事業について、協力準備調査における主な検討事項を提案する。特に以下の観点に留意する。

- ①交通量調査や自然条件調査（測量、地質、気象、水文・河川、地震、風況、暴露試験、埋設物調査、支障物件調査等）に関し、協力準備調査で一次情報を収集すべき事項を検討の上、調査手法や内容を提言する。
- ②環境社会配慮のベースライン調査に関し、一次情報を収集すべき事項を検討の上、調査手法や内容を提言する。
- ③協力準備調査実施の前提としてウズベキスタン政府が対応すべき事項（各種承認、許認可手続き等）を明確化する。
- ④協力準備調査を通じてウズベキスタン政府に対して働きかけるべき各種承認、許認可手続き等を検討の上、調査内容として提言する。
- ⑤過去及び実施中の類似案件の教訓（COVID-19 への対応、安全対策、協力準備調査時の留意事項等）に係る情報を収集の上、協力準備調査時の留意事項として提言する。
- ⑥協力準備調査の効率化や精度向上に資する DX 活用について、提言する。

（11）ドラフト・ファイナル・レポートの作成・協議

ドラフト・ファイナル・レポート（プレゼンテーション資料を含む）案を作成し、JICA に提出する。JICA のコメントに基づき修正を行ったのち、ウズベキスタン政府関係機関に対して説明、協議する。

## (12) ファイナル・レポートの作成・協議・合意

上記(11)で得られたコメントを踏まえ、ファイナル・レポート（プレゼンテーション資料を含む）を作成し、JICA及びウズベキスタン政府関係機関に最終プレゼンテーションを実施し合意を得る。最終プレゼンテーションを踏まえて必要な修正を行った上で、ファイナル・レポートをJICAに提出する。

## 第7条 報告書等

### (1) 調査報告書

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートとし、提出期限は2025年10月31日とする。

各報告書に記載する内容は、「第6条 調査の内容」をベースに適宜項目を追加し、整理すること。作成・提出する報告書等は以下のとおり。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

#### ①業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部数：和文3部（簡易製本）、電子データ形式

#### ②インセプション・レポート

記載事項：「第6条・調査の内容」（2）

提出時期：2025年2月上旬

部数：電子データ形式（日本語、英語、ウズベク語（要約版のみ））

#### ③インテリム・レポート

記載事項：「第6条・調査の内容」（2）～（8）

提出時期：2025年5月上旬

部数：電子データ形式（日本語、英語、ウズベク語（要約版のみ））

#### ④ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：「第7条・調査の内容」（2）～（11）

提出時期：2025年8月上旬

部数：電子データ形式（日本語、英語、ウズベク語（要約版のみ））

## ⑤ ファイナル・レポート

記載事項： 調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期： 2025年10月31日

部数： 電子データ形式（CD-R）（日本語、英語、ウズベク語（要約版のみ）の3言語の報告書のデータ全てを1部のCD-Rに入れたものを計3部）

## ⑥ デジタル画像集

記載事項： 事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期： ファイナル・レポートと同時提出

部数： CD-R 3部

### （2）報告書の作成・印刷の仕様

全ての報告書の仕様は、A4版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とする。詳細は、JICAの「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。尚、仕様の詳細はJICAの指示に従う。

### （3）収集資料

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、JICAの様式による収集資料リストを付した上で、業務終了後にJICAに提出する。

### （4）その他提出資料

#### ①議事録等

先方政府との面談及び各調査報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。また、JICA及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、5営業日以内にJICAに提出すること。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、少なくとも5営業日前までに配布資料（案）をJICAに提出し、JICAからの確認・コメントを反映し最終化すること。

#### ②プレゼンテーション資料等

先方政府との面談及び各調査報告書説明・協議に必要なプレゼン資料を作成し、JICAに速やかに提出し、JICAからの確認・コメントを反映し最終化すること。

#### ③コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員へ提出する。

#### ④その他

上記の提出物のほかに、有識者による問い合わせ、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICAが必要と認め報告を求めたものについて提示する。

#### (5) 調査報告書作成にあたっての留意事項

- ①各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ②各調査報告書は、ウズベキスタン政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- ③各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ④各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を 20 ページ程度に取りまとめ、日本語版、英語版、ウズベク語版の最初の部分に入れること。
- ⑤英文報告書については、提出前にネイティブチェックにかけること。また、英文報告書作成に際し、その表現ぶりに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ⑥レポートが分冊形式になる場合は、本論とデータの根拠等との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- ⑦報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ⑧レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

#### 第 8 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 報告書 目次（案）

本目次案は発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。当目次（案）と大きく異なる章立て（例えば、物流のネックになっている地域を特定し、地域ごとに物流改善策を検討し、道路・橋梁、鉄道等を横断的に扱うなど）とすることが望ましい場合、JICA と適宜協議を行うものとする。また、各目次項目における比重の置き方についても、JICA と適宜協議を行うものとする。

### 調査要約

### 地図

### 写真集

#### I. 調査の概要

- (1) 調査の背景
- (2) 調査の概要
- (3) 調査団と調査工程
- (4) 調査結果の概略

#### II. ウズベキスタンの概況

- (1) 社会・経済状況
- (2) 交通状況
- (3) 開発計画

#### III. ウズベキスタンおよび周辺国の道路・橋梁インフラ開発計画の現状

##### 1. 道路・橋梁セクターのインフラ開発計画の現状

- (1) ウズベキスタンの道路・橋梁整備にかかる上位計画、関連法、整備方針、関連省庁・実施機関の概要
- (2) ウズベキスタンの道路・橋梁整備計画の現状と課題
- (3) ウズベキスタンの道路・橋梁インフラ分野における民間セクター活用事例と分析
- (4) ウズベキスタンの道路・橋梁整備における技術水準及び本邦技術活用条件や可能性
- (5) ウズベキスタンの道路・橋梁整備における分野、情報報収集・設計・施工・維持管理段階における DX 活用事例等

- (6) 周辺国の道路・橋梁整備にかかる上位計画、関連法、整備方針
- (7) 周辺国の道路・橋梁整備計画の現状と課題
- (8) ウズベキスタンと周辺国の道路・橋梁インフラ開発計画、整備方針との整合性

## 2. 道路・橋梁整備候補事業の提案

- (1) 候補案件ロングリスト
- (2) PPP方式で検討中案件の課題と提言
- (3) ショートリストへの絞り込みのスコアリング
  - ① 課題に基づいた必要性
  - ② 開発事業効果
  - ③ 開発計画との整合性
  - ④ 経済性の妥当性
  - ⑤ 環境社会配慮の妥当性
  - ⑥ 日本への裨益効果
  - ⑦ 事業の懸念点や想定されるリスク
  - ⑧ 実現可能性
- (4) スコアリング結果
- (5) ショートリストから絞り込まれた優先事業
- (6) 支援可能性のある技術協力の提案

## 3. ウズベキスタンにおける道路・橋梁整備優先事業の提案

- (1) 各優先事業の具体化のための情報収集内容
- (2) 各優先事業の概要と協力準備調査の調査計画案の検討
  - ① ○○○事業
  - ② ×××事業
  - ③ △△△事業
- (3) 今後の協力方針への提言

## IV. ウズベキスタンおよび周辺国の鉄道インフラ開発計画の現状

## V. ウズベキスタンおよび周辺国の道路防災インフラ開発計画の現状

(※IV及びVについては、Ⅲと同様の内容を想定)

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項  
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

№	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	ロングリスト絞り込み時のクライテリアについて追加、統合等により整理を行い、クライテリア(案)を提案する。	第6条調査の内容 (5) 運輸交通インフラにおける資金協力候補事業のロングリスト(案)作成
2	ショートリスト絞り込み時のクライテリアについて追加、統合等により整理を行い、クライテリア(案)を提案する。	第6条調査の内容 (6) 候補事業の絞り込み
3	ショートリスト絞り込み時のスコアリング手法を提案する。	第6条調査の内容 (6) 候補事業の絞り込み
4	英語によるコミュニケーションが困難である中、ロシア語やウズベク語での情報収集等の業務を効率的に遂行するための具体的な調査方針・計画等を提案する。	第6条調査の内容 (2) 事前準備(国内作業)及びインセプション・レポートの作成・説明・協議
5	調査後の円借款の案件形成や、実施監理に係る注意点を見据えた上で、具体的な案件の絞り込み方法や、当調査の調査方針・計画等を提案する。	第6条調査の内容 (2) 事前準備(国内作業)及びインセプション・レポートの作成・説明・協議  (6) 候補事業の絞り込み

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：道路・橋梁・鉄道・道路防災等の運輸交通インフラの計画・設計に係る調査業務。当分野において、円借款の協力準備調査や、円借款本体の実施監理コンサルタントの経験があることが望ましい。

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等。

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

## 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

### 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：ウズベキスタン国および中央アジア地域
- ② 語学能力：英語（ロシア語ができればなお可）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2024年12月下旬より業務を開始し、2025年2月上旬にインセプション・レポート、2025年5月上旬にインテリム・レポート、2025年8月上旬にドラフトファイナル・レポート、2025年10月末にファイナル・レポートを作成・提出する。

### (2) 業務量目途

#### 1) 業務量の目途

約20.11人月

#### 2) 渡航回数を目途 全16回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 環境社会配慮調査
- 交通需要予測

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- 特になし

## 2) 公開資料

JICA が当該国にて過去に実施した以下の円借款に関連する各種報告書を、ウェブサイトで閲覧可能。

- 「鉄道旅客輸送力増強事業」 (1996 年度承諾)

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2002\\_UZB-P2\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2002_UZB-P2_4_f.pdf)

- 「タシグザール・クムクルガン鉄道新線建設事業」 (2004 年度承諾)

<https://www.jica.go.jp/oda/project/UZB-P8/index.html>

- 「カルシ-テルメズ鉄道電化事業」 (2012 年度承諾)

<https://www.jica.go.jp/oda/project/UZB-P10/index.html>

- 「地方 3 空港近代化事業」 (1996 年度承諾)

<https://www.jica.go.jp/oda/project/UZB-P3/index.html>

以下は JICA が作成した調査ではないが、参考資料とする。

- 「2023 年から 2025 年までのウズベキスタン共和国の投資プログラムの実施措置について」 (O'ZBEKISTON RESPUBLIKASINING 2023 — 2025-YILLARGA MO'LJALLANGAN INVESTITSIYA DASTURINI AMALGA OSHIRISH CHORATADBIRLARI TO'G'RISIDA)

<https://lex.uz/en/docs/-6329448>

## (5) 対象国の便宜供与

本調査は、ウズベキスタン政府からの要請に基づく調査ではないため、ウズベキスタン政府からの便宜供与は想定していない。アポイントメント等取り付けは受注者が行うこととするが、効率的なコミュニケーション、情報収集のため、JICA から関係機関へレターを発出する等、調査への働きかけを行うことも必要に応じて検討可能である。その場合、レター案をドラフトした上で、事前に JICA へ相談すること。

## (6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウズベキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2) ウズベキスタンへの渡航においては、ラマダンの時期を避けた渡航計画として  
ください。

### 3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版））」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

#### 【上限額】

85,075,840円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（2）別見積としている項目、及び（3）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

**※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

(2) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(3) 定額計上について

**本案件は定額計上があります（5,000,000円（税抜））。**

以下の費目を定額計上とします。

定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	環境影響評価調査に係る経費	「第2章 特記仕様書案 第5条（9）環境社会配慮」	4,000,000円	環境調査費一式	現地再委託
2	交通需要調査に係る経費	「第2章 特記仕様書案 第6条（9）交通需要調査」	1,000,000円	交通需要調査費一式	現地再委託

(4) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(5) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(6) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(8) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(9) その他留意事項

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期：「第1章 企画競争の手続き」の「2. (3) 日程」参照  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：Microsoft-Teamsによる（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
  - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
    - ① Microsoft-Teams を使用する会議  
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
    - ② 電話会議  
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上